

令和7年8月

盗撮・性暴力等行為の防止に関する校内ルール

吉川市教育委員会教育長
吉川市立中曽根小学校長

【趣旨】

児童生徒が安全安心な学校生活を送れるよう、学校における盗撮・性暴力等行為を防止し、また、疑念をもたれることがない健全な教育環境を維持するため、校内ルールを作成する。

1 校内環境の整備

- (1) 施設内の更衣室やトイレを中心に、不審物（カメラなど）の有無、設備の死角解消、および更衣室などの管理について、定期的・臨時的に点検を行う。
- (2) 盗撮防止のため、教室、トイレ、更衣室など、カメラ等が隠されやすい場所から不要な段ボール等を処分し、整理整頓を心がけ、不祥事が起きない環境作りを徹底する。

2 教職員の私的端末利用の制限等

- (1) 児童生徒等との私的な電話、メール、SNS等でのやりとりは絶対にしない。
- (2) 教職員個人所有のスマートフォンやデジタルカメラ、タブレットPC（モバイルも含）等の私的端末（以下：私的端末）は、原則、職員室等の指定の場所のみで使用する。指定の場所以外でやむを得ず使用する場合、事前に、別紙「私的端末等使用許可願」により、校長から許可を得る。
- (3) 児童生徒を撮影・録画する際は、学校のデジタルカメラやビデオカメラ等を使用する。原則、私的端末は使用しない。
- (4) 学校のデジタルカメラやビデオカメラ等を使用後は、校務PCにデータを移行後、必ず削除する。
- (5) 児童生徒の画像・動画等含め児童生徒の個人情報とは、管理職の許可なく、学校外に持ち出さない。
- (6) 児童生徒との面談や指導を行う際には、複数の職員で対応し、使用する場所（教室・相談室等）を管理職に報告する。密室での指導を行わない。

3 相談体制・相談窓口

- (1) 日頃から、悩みや不安を抱える児童生徒が相談しやすい雰囲気やSOSを発信できる関係性の構築に努める。一人一台端末を活用し、「心の健康観察アプリ「心音」」の運用や「まなびポケット」内ブックマーク「子供のSOSの相談窓口」を周知する。
- (2) 盗撮等疑われる行為を発見したり、指導が不適切だと感じたりした場合は、同僚であっても、躊躇せずに管理職へ報告する。また、対応フロー（※別紙）に沿って市教育委員会や警察に速やかに連絡する。

4 教職員の意識向上

- (1) 教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年6月4日公布）の研修を毎年実施し、同法律の周知徹底を図る。
- (2) 盗撮等の防止を徹底するため、教職員研修を実施するとともにアンケートやチェックリストを活用して教職員の意識向上を図る。